

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料  
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
合板容器包装材	<p>ホルマリン(ホルムアルデヒド水溶液)は、石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポリアセタール樹脂原料、界面活性剤、農薬、消毒剤、その他一般防腐剤、有機合成原料等に使用されている。合板の製造時に、メラミン樹脂又は尿素樹脂等ホルムアルデヒドを原料とした樹脂を、接着剤として使用する。</p> <p>合板の使用用途に、食品に接触する包装材は記載されていない。(つまり、食品用途に使用されることは、想定されていないものと思われる。)</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況：合板で作られた容器包装材についての評価はなし。</li> <li>・厚生労働省：食品衛生法においては、紙及び木材に関しては、ホルムアルデヒドに係る規格が定められていない(合板のホルムアルデヒド放散量に関してはJAS規格あり)。</li> <li>・日本合板工業組合連合会：合板の使用用途に、食品に接触する包装材は記載されていない。空気中へのホルマリン放散量の規格があるが、合板から食品への溶出等の試験法はない。</li> <li>・給水装置の構造及び材質の基準あり。</li> <li>・環境省：化学物質ファクトシートにより情報提供。</li> </ul> <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際がん研究機関(IARC)：ホルムアルデヒドはグループ1(ヒトに対して発がん性がある)に分類(2006(H18))。</li> </ul>